

仕 様 書

件名 長崎みなとメディカルセンター 全身用X線CT診断装置の購入

平成 30 年 12 月

地方独立行政法人長崎市立病院機構

発注課 地方独立行政法人長崎市立病院機構事務部管理課

1 件名

長崎みなとメディカルセンター 全身用X線CT診断装置の購入

2 品名、数量及び納入場所

品名	規格	数量	納入所属
全身用X線CT診断装置	「構成内訳」参照	1式	放射線部

3 納入期限

本調達物品は、平成31年3月31日までに納入すること。ただし、事前に納入（既存装置の下取りを含む）にかかる作業日程と体制について提示を行い、発注者と協議のうえ、遂行すること。

4 設置場所

長崎みなとメディカルセンター1階 CT室2

5 搬入、据付、調整他

- (1) 搬入にあたっては、発注者と協議の上、決定するとともに、本機構の業務に支障をきたさないよう十分に配慮し、決定したスケジュールに従い完了させること。
また、本機構施設に損傷を与えないように十分な注意を払うよう努め、必要があれば搬入経路に養生を施すこと。ただし、損傷を与えた場合には、落札者の責任において速やかに現状に復元すること。
- (2) 搬入、組立、据付、配線、調整、設置及び既存装置の下取り等、各件に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。

6 保守体制等

- (1) 納入検査終了1年以内に通常使用において発生した故障等については、無償で対応・修理すること。
- (2) 納入後明らかとなった瑕疵については、落札者の負担において物品及び部品を交換すること。
- (3) 本調達物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類を提出すること。
- (4) 取扱説明書等を有する物品については、日本語版で各2部提供すること。

7 既存装置の下取りについて

- (1) 本件納入に伴い、既存の装置（更新対象となる装置）を下取りすること。
また、搬出時においては、水光熱費を除く搬出に要する費用は買受人の負担とし、作

業に際し売払人の資産に損害を与えた場合は、原状復旧を行うこと。

なお、対象物件の引き渡し後は、売払人は、対象物件に関し何ら責任を負わないものとする。

(2) 対象物件 フィリップス製 BRILLIANCE 64 (納入年月 2006年3月)

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

<添付資料> 「構成内訳」